

「犯罪被害者等支援条例」について

→ 主な概要

令和3年12月の北新地放火殺人事件等を踏まえ、犯罪被害者見舞金支給制度を実施していますが、この見舞金の支給にとどまることなく、心のケアを始めとする日常生活支援等の犯罪被害者並びにご家族等に対する総合的な支援に取り組むため、その法的根拠を定める「守口市犯罪被害者等支援条例案」を令和4年6月守口市議会定例会に提出し、可決されました。

7月以降、条例施行に伴い、同日可決されました補正予算により、総合的対策を推進します。

なお、同種の条例は大阪府内市町村では4番目（大阪市・堺市・摂津市）の制定となります。（令和4年6月末時点）

→ とき・ところ・内容

別紙1 「守口市犯罪被害者等支援条例の概要」

別紙2 「大阪府警との連携協定の概要」

(参考)

令和4年度守口市一般会計補正予算（第3号）のうち、

守口市犯罪被害者等助成金等 1,498千円（守口市単独事業）